



# 山形県立新庄病院 院内感染予防対策委員会設置要綱

## 1 目的

院内感染を予防することを目的として、新庄病院院内感染予防対策委員会(以下「委員会」という)を設置する。

## 2 所轄事項

委員会は、院内感染予防対策指針(以下「指針」という)に基づいて次の事項を実施する。

- (1) 院内感染予防対策に関すること。
- (2) 院内感染発生時及び発生が疑われる際の対応状況を院長へ報告すること。
- (3) 院内感染の調査及び分析並びに改善策の立案及び実施に関すること。
- (4) 職場の感染予防対策に対しての指導、助言に関すること。
- (5) ICT/AST(感染制御チーム/抗菌薬適正使用支援チーム)の会議結果の審議に関すること。
- (6) 院内感染対策マニュアルの策定の審議に関すること。
- (7) その他院内感染に関すること。

## 3 構成

- (1) 委員会は、次の者で構成する。

委員長、副委員長および委員(院長、副院長、看護部長、診療部長、医師、事務局長、薬局長、栄養管理室技師長、検査部技師長、庶務係代表、施設用度係代表、放射線部・リハビリテーション室の技師長、細菌検査担当臨床検査技師・感染症検査担当臨床検査技師、委員長が必要と認める者、医療安全管理者、院内感染管理者)。

- (2) 委員長、副委員長は、病院長が任命する。

## 4 委員会の開催

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聞くことができる。
- (3) 委員会は定例会とし、毎月第3水曜日に開催する。ただし、都合により変更することができる。

## 5 委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し業務を統括する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- (2) 委員長は、委員会に於ける審議の経過を院長に報告する。
- (3) 委員長は、院長の決裁に基づき予防策を実施する。

## 6 事務局

委員会の事務局は医療安全部に置く。



附則 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

平成13年4月1日	改正
平成15年4月1日	一部改正
平成16年4月1日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成17年12月21日	一部改正
平成18年2月15日	一部改正
平成18年4月19日	一部改正
平成19年5月16日	一部改正
平成20年4月16日	一部改正
平成20年5月16日	一部改正
平成21年4月22日	一部改正
平成23年5月1日	一部改正
平成26年8月1日	一部改正
平成28年5月18日	一部改正
令和4年11月14日	一部改正（最終改正部分は下線で表示）